

和歌山県警察の巡査長に関する訓令

(最終改正：令和 7 年 2 月 21 日和歌山県警察本部訓令第 3 号)

(概要)

この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）等に基づき、和歌山県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 巡査長の設置に関すること。
- 巡査長の行う職務に関すること。
- 巡査長に充てる巡査に関すること。

等です。